

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 6 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
上下水道企画課管理企画指導室企画専門官
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事及び維持管理作業等における安全対策の徹底について

下水道施設の工事や点検等における事故をこれ以上繰り返してはならず、作業安全の確保はインフラマネジメントの基本中の基本であるとの認識のもと、発注者と受注者が一体となって安全対策を徹底しなければなりません。

昨年3月に秋田県男鹿市で発生した事故（下水道管路の補修工事中に3名の作業従事者が死亡）では、既知のように、事故を踏まえた秋田県の安全対策検討委員会から提言が示されており、発注者と受注者の改善策として下記の通りまとめられています。

（全文は秋田県HP（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/90372>）で公表）

- ・発注者は、「法令遵守の徹底」「リスクアセスメントの実施」「監督・確認の仕組みの構築と実践」を基本方針とし、PDCAサイクルを継続的に回し、持続的な監督体制の強化を図る。
例えば、作業前のリスク共有、巡視・立ち会い、ヒヤリハット・トラブルの共有、民間企業向けの研修機会の提供や教育支援策の推進などである。
- ・受注者は再委託先も含めた関係者全体に対し、実効性をもった安全衛生体制の構築に向け、特に下水道においては硫化水素中毒などのリスクを伴うことから、法令遵守に留まらず、作業員一人ひとりへの確かな教育を徹底する。例えば、安全パトロール等の安全体制の強化、関係団体等が主催する講習会の受講や、安全衛生に関するセルフモニタリングの実施などである。

全国特別重点調査による要対策箇所への対策の実施や改正下水道法に基づく点検・診断の実施なども見据えて、各下水道管理者におかれましては、これらの内容をしっかりと理解していただき、その上で、受注者による取り組みのみに任せることなく、労働災害の防止に向けた自らの責務を果たすべく、発注者として取り組むべき具体的な対策の一例として、

- ・仕様書において受注者に対し労働安全衛生法及び関係法令の遵守義務を明記すること
- ・施工中の監督・確認行為として巡視・立会を予告なしで行うこと
- ・工事・業務の受注者とともに安全協議会を開催して安全対策・安全意識を確認すること
- ・受注者と合同で現場の安全パトロールを実施すること

など、実効性が高まる安全対策を講じるよう改めてお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)にも周知していただきますようお願いいたします。